

「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

法 務 省

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

令和 5 年 9 月 8 日（金）から同年 1 0 月 7 日（土）までの間、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令案」についての意見の募集を実施したところ、省令案に関するものとして 1 9 件の御意見を頂きました。「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則及び少年院法施行規則の一部を改正する省令」が令和 5 年 1 1 月 3 0 日に公布されたことから、頂きました御意見及びこれに対する法務省の考え方を下記のとおり公表いたします。

なお、本意見募集では、省令案に関する御意見以外に 2 件の御意見を頂きました。

## 記

### 御意見 1

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則改正後第 4 3 条の 3 第 1 項「一 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号」及び少年院法施行規則改正後第 1 6 条第 1 項「一 氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号」について、「電話番号」→「電話番号、電子メールアドレス等の連絡先」

としてください。

(考え方)

頂いた御意見は、被害者等の心情等の聴取・伝達制度を運用するに当たって、参考とさせていただきます。

御意見 2

被害者の心情を政府が知ることは重要ではある事は確かであるものの、受刑者の人権・権利を守り、社会復帰を妨げないものである事を強く希望します。また、犯罪被害者に対して、心情を述べる以外の権利を与え、彼らの人生を支えつつ保護を徹底し、そうすることで受刑者の社会復帰や更生がスムーズになるよう、今回の省令案が、一方的な厳罰化に繋がらないよう、政府が一人一人の受刑者を社会から排除するのではなく、彼らの人生に向き合うよう強く希望します。

(考え方)

今般の省令案は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑収法」という。）及び少年院法（平成26年法律第58号）が改正され、被害者等の心情等の聴取・伝達制度が創設されたことなどを受けて、所要の改正を行うものです。

同制度の運用に当たっての御意見として承ります。

### 御意見 3

省令改正案第64条の2第2項は、心情伝達をした後（又はしないこととなった場合）の被害者への通知事項を定め、「（心情伝達した）旨及び伝達した日」（伝達しないこととなった場合は、その旨）を通知するものとしていますが、制度の趣旨に鑑みた場合、通知事項には、「伝達した際又はその後の受刑者の態度（動静、反応、発言等、適当な文言）」（表現方法は要検討）を加えた方がよいと思われます。但し、これは被害者が事前に伝達後の受刑者の態度を通知することを希望した場合に限るべきですから、規定方法としては、後段を設けるなどして、「被害者が心情等の伝達の申出を行った際に伝達後の受刑者の態度について通知を希望した（申し出た）場合、伝達した際又はその後の受刑者の態度を被害者に通知するものとする」といった規定振りになろうかと思われます。

### 御意見 4

規則案第64条の2第2項は、受刑者に伝達したときはその旨及び伝達日、伝達しなかったときはその旨を通知する旨定めているが、伝達時の受刑者の様子等を被害者等に伝達する旨の定めが見当たらない。

これまで保護観察所が行ってきた心情等伝達制度においては、被害者等が希望したときは伝達時の受刑者の様子等を被害者等に伝達することが行われており（根拠法令は見付けられなかったが、保護観察所長からの通知書の上部には「様式60号（規則第76号、規程第77号）」の記載がある。）、また、令和5年3月28日に法務省矯正局が公表した「『刑の執

行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会』での議論を踏まえた制度運用の方向性」の中でも、被害者等が事前に希望したときは伝達時の受刑者等の反応等を被害者等に通知する旨が明示されている。

心情等伝達制度を利用する被害者等の中には、伝達時の受刑者等の様子に関心を持つ人が少なくないと思われ、かつ、被害者等にとっては極めて重要なことであるから、運用上で確実に実施されるのであれば構わないが、基本的には、規則に明記しておくことが望ましいと思われる。

#### 御意見 5

矯正局の心情等伝達制度は、伝達をしたか、しなかったかの回答しかないのか。加害者の反応を知りたい被害者等は多いと思うので、ぜひ、希望する被害者等には加害者の反応も通知してほしい。例え、がっかりする内容だったとしても、被害者等が前を向いて生きていくためには、加害者の様子を知ることも必要なことだと思う。

(御意見 3 から 5 までに対する考え方)

被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、受刑者等の処遇において被害者等の心情等を反映し、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図るため、当該心情等に直接的な形で触れさせることに意義があると同時に、被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させるという被害者保護の観点を併有するものと考えております。

頂いた御意見は、同制度を運用するに当たって、参考とさせていただきます。

#### 御意見 6

省令改正案第43条の4第1項によれば、被害者からの心情聴取は録取の方法によることを原則とし、例外として、被害者等があらかじめ心情伝達の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、被害者からの書面提出によることも認めることになっています。被害者からの心情陳述書（保護ではこう呼んでいる）の提出による方法は、なぜ受刑者に心情伝達をしないことを明らかにしていることが必要なのでしょう。考えるに、心情聴取書の提出を受けてしまうと、その中に受刑者に伝達することが相当でない内容も含まれていた場合、そのまま伝達することになってしまうことを危惧したからでしょうか。そうでないとすると、理由は何でしょうか。省令改正案第43条の4第1項の「被害者等があらかじめ法第103条第4項の申出をしないことを明らかにしているとき」という要件は不要であり、削除すべきである。少年院法施行規則第16条の2第1項の「被害者等があらかじめ法第24条第5項の申出をしないことを明らかにしているとき」の部分も、同様に削除すべきである。

#### 御意見 7

規則案第43条の4第1項では、心情等の聴取方法は録取を原則とし、加害者への伝達を行わない場合又は被害者等の心身の状況等によっては

書面の提出ができることになっている。

しかし、この条文の体裁は、録取の方が望ましく、書面提出は次善の策という整理であるが、被害者等の心情等は極めて複雑であり、刑務所職員が的確に録取することは至難の業であり、逆に、的確な内容の書面を作成できる被害者等もあり、更に、被害者支援センターや被害者精通弁護士の支援を受けることによつて的確な書面を事前準備できる場合も十分ありうる。したがつて、録取と書面提出に優劣をつけずに、「被害者等の希望も踏まえ、録取又は書面提出で行う。ただし、書面の提出を受けるときは、記載内容の趣旨を正しく把握するために丁寧に確認作業を行うものとする。」というような規定が望ましいと思われる。

#### 御意見 8

録取を原則とせず、書面提出でもどちらでも良いとする方が望ましいのではないか。私自身は、話すより書くことの方が気持ちを表現しやすかった。被害後の思いを口に出すのもとても辛いこと。書くことはできても、話すのは辛いという人もいると思う。制度を利用する被害者等が、自分のやりやすい方法でできると良い。

(御意見 6 から 8 までに対する考え方)

改正後の刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号）第 43 条の 4 第 1 項が、「心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする」とし、「被害者等が

あらかじめ法第103条第4項の申出をしないことを明らかにしているとき」に当該心情等を記載した書面を提出することにより聴取を行うことを可能としているのは、心情等の伝達が、直接的に受刑者に対して被害者等の思いなどを伝えるものであり、その改善更生を図るために行う改善指導等といった教育的働き掛けとの関連性が特に深いことを踏まえると、伝達に当たっては、聴取職員による問い掛け等を通じて当該心情等の内容をできるだけ詳細に聴取し、その真意をくむ必要があることによるものであり、このため、心情等の伝達の申出がある場合には、原則として口頭聴取によることとし、反対に、同申出がない場合等には書面聴取を可能とする規定としているものです。

この趣旨については、改正後の少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）第16条の2第1項においても同様と考えております。

#### 御意見9

「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」には、刑執行開始時指導に関する期間（第44条）だけでなく、刑事収容施設法第85条第1項第1号が定める刑執行開始時指導の内容である「受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導」を具体化した内容を規定した条項を設けるべきであり、その具体化した内容の中に、被害者がいる受刑者については、被害者の被害の状況に対する本人の理解の確認と理解のための指導、被害者に対する慰謝・慰霊、損害賠償など贖罪に関する方法の説示（内容については要検討）といった被害者に関連した事項を入れるべきだと思います。

(考え方)

刑執行開始時の指導の内容については、受刑者の資質及び環境、刑事施設の人的・物的資源その他の要素を踏まえて柔軟に定められるものであり、現在は、訓令及び通達でその具体的な内容が定められています。

頂いた御意見については、刑執行開始時の指導の運用を検討するに当たって、参考とさせていただきます。

御意見 1 0

被害者等は、原則として、加害者の服役場所を知らない。その被害者等が当該刑事施設に申出をできているのは、特別な事情がない限り、被害者通知制度を利用しているからである。

規則案 4 3 条の 3 第 1 項では、申出書に記載を求めたり質問したりする事項として第 1 号ないし第 3 号が列挙されているが、被害者通知制度の利用の有無も確認すべきである。なぜなら、被害者等通知制度の利用の有無や整理番号などを確認すれば、被害者等の本人確認も受刑者の特定も容易にできるはずだからである。

(考え方)

頂いた御意見は、被害者等の心情等の聴取・伝達制度を運用するに当たって、参考とさせていただきます。

御意見 1 1

心情を聴取する担当官は、(1) 被害者等の供述調書が公判提出されているときは、その供述調書、(2) 被害者等が公判において心情等に関する意見陳述をしたときは、その陳述書等、(3) 被害者等が被害者参加したときは、被害者等が証人や被告人にどのような質問をしたか、及び、被害者論告の内容程度は把握した上で心情の聴取に臨むべきである。

そのためには、申出人から、申出時に、(2) 心情等に関する意見陳述の実施の有無、(3) 被害者参加制度の利用の有無くらいは確認しておくべきと思われる。

#### 御意見 1 2

保護観察所で最初に心情等の聴取をしていただいた時に、担当官たちが加害者の様子や、私が裁判で読み上げた意見陳述の内容などを何も把握していなかったのが初めから全部話す必要があった。私としては、当然、その辺のことも事前に調べてくれているものと思っていたので正直、驚いた。被害の話や、加害者の様子などを口にするのは辛い作業なので、知っていただけるとありがたい。ぜひ、公判提出されている供述調書や陳述書、公判で加害者にどのような質問をして、加害者がそれに対してどんな回答をしたかなど、事前に把握してから心情の聴取に臨んでいただきたい。

#### 御意見 1 3

少年院法施行規則の一部改正案において、「心情等の聴取に当たっては、・・・被害者等の心身の状況に配慮するものとする。」とされている点

について、聴取する人が、少年院施設側の人であるため、被害者としては話しづらいことがあると思われます。さらに、少年院施設側の人も、これまで被収容者の話を聞いてきていて、被害者の心情等を聞くのは難しいと思われます。そこで、聴取に当たる少年院施設側の方は、被害者支援団体などの勉強会等に参加し、被害者の心情をより深く理解したうえで、被害者の聴取に当たっていただけたらどうでしょうか。そのことで、聴取されたことによる被害者の2次被害を避けられると思われます。刑事施設側についても、同じようなことが言えると思われます。

(御意見11から13までに対する考え方)

被害者等の心情等の聴取・伝達制度を運用するに当たっての御意見として承ります。

御意見14

規則案43条の3第2項は、被害者等に証明資料等の提出を求めているが、被害者等からは、これが負担であるという意見を聞くことが少なくない。

本人確認のために運転免許証やパスポート等の提示を求めることは当然だと思いが、住民票や戸籍謄本の提出を求める場合は、被害者等の承諾を得られたときは、刑務所において公用で取得すべきである。

なお、公判に被害者参加した人や、被害者通知制度を利用している人については、申出人と被害者参加人との同一性や、申出人と被害者通知制度

の利用者との同一性が確認できれば足りるものとし、犯罪自体の被害者等との同一性の証明を改めて求めるべきではない。これは、被害者等から度々「行く先々で、同じことを何度も聞かれて嫌になる。」という意見を聴くことがあり、その負担を軽減するためである。

#### 御意見 1 5

私も申込時に住民票の提出を求められ、言われるままに役所へ出向き、手数料を払って住民票を取ってきたが、なぜ被害者側がこのような負担を強いられなければならないのか疑問に思った。住民票や戸籍謄本の提出を求める場合には、被害者等がわざわざ提出書類を取りに出向いたり、手数料を払ったりしなくても済むようにしていただきたい。

また、私の場合は、被害者通知制度の申込みが夫の名前でしてあったので、私が心情等伝達制度を利用するためには夫の名前と印鑑が必要だった。心情等伝達制度の利用はしない夫が、申出の時に仕事を抜けて同席する必要があったが、名前を書いて印鑑を押すだけの作業だった。たまたま保護観察所と職場が近かったからまだ良かったものの、たったそれだけのために仕事を抜けるのも負担なので、そのようなことが無いようにしていただきたい。

#### (御意見 1 4 及び 1 5 に対する考え方)

被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっては、申出人の御負担にも配慮しつつ、被害者等の認定の正確性を図ってまいります。

## 御意見 16

心情等伝達制度は、被害者から声が上がって出来た制度です。加害者の改善更生に役立ってるのも良いのですが、一番は、被害者等のための制度だということを忘れないでほしいと強く思います。

被害者は、ある日突然、被害に遭い、自分が全く望んでいない人生のレールの上に放り出されます。そして、一生「被害者」をやめることはできません。理不尽な思い、悔しい思いもたくさんします。それでも、どんなに辛い目に遭っても、人は何とか立ち上がろうとするものです。振り返ってみると、この心情等伝達制度を繰り返し利用できたことが、私が被害から立ち上がり、踏ん張り、前進する大きな力になったのだと感じています。

現場の方は、大変なご苦勞をされるかと思いますが、被害者遺族として、この制度が受刑者に対しても使えるようになることを大変嬉しく思っています。本当に、ありがとうございます。この制度が、多くの被害者等の救いとなることを願っています。

### (考え方)

被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、受刑者等の処遇において被害者等の心情等を反映し、受刑者等の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生を効果的に図るため、当該心情等に直接的な形で触れさせることに意義があると同時に、被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させるという被害者保護の観点を併有するものと考えております。

同制度の運用に当たっての御意見として承ります。

#### 御意見 17

第43条第2項について、調査対象者になり得るのは被害者等に限らず、被害者を診療した医師や被害者の社会保険や被害者等の弁護士等も含まれることをはっきりさせるべきである。守秘義務との関係で問題が生じるのを防ぐためでもある。

#### (考え方)

今般の省令案は、刑法等の一部を改正する法律により、刑収法及び少年院法が改正され、処遇要領を定めるに当たっての被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備されたことなどを受けて、所要の改正を行うものです。

処遇要領を定めるに当たっての被害者等の被害に関する心情及び被害者等の置かれている状況の調査の方法についての御意見として承ります。

#### 御意見 18

少年院法施行規則の一部改正案における第19条の2の規定について、とてもいいと思われます。被害者の心情も被収容者の心情も時間と共に変わっていくと思われるからです。だから、一度聴取された方は、時間をかけて丁寧に聴取を続けてほしいです。そのことが、被害者にとっても、被収容者にとってもいい結果を生むと思われます。刑事施設側についても、同じようなことが言えると思われます。

(考え方)

被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用に当たっての御意見として承ります。

御意見 19

施設側の職員は、とても忙しくなられると思われますので、増員をお考えください。

(考え方)

今般の省令案は、刑法等の一部を改正する法律により、刑収法及び少年院法が改正され、被害者等の心情等の聴取・伝達制度が創設されたことなどを受けて、所要の改正を行うものです。

頂いた御意見につきましては、同制度を運用するに当たって、参考とさせていただきます。